

振込規定の一部改正について

(下線部分は改正部分を示す。)

改正	現行
1. (適用範囲) ～ (省略) 10. (通知・照会の連絡先) 11. (手数料) (1) (省略) (2) <u>依頼内容の変更および</u> 組戻しの受付にあたっては、当組合所定の手数料をいただきます。この場合、前項の振込手数料は返却しません。 <u>また、依頼どおりの処理ができなかったときも、訂正組戻手数料は返却しません。</u> (3) 組戻しされた振込代り金を返却せずに改めてその資金による振込の受付をするときも、店頭表示の振込手数料をいただきます。この場合、 <u>前項の</u> 組戻手数料は返却しません。 (4) ～ (省略) (6) 12. (災害等による免責) ～ (省略) 15. (規定の変更等) 以上 (<u>2025</u> 年 <u>10</u> 月 1 日現在)	1. (適用範囲) ～ (省略) 10. (通知・照会の連絡先) 11. (手数料) (1) (省略) (2) 組戻しの受付にあたっては、当組合所定の <u>組戻</u> 手数料をいただきます。この場合、前項の振込手数料は返却しません。 (3) 組戻しされた振込代り金を返却せずに改めてその資金による振込の受付をするときも、店頭表示の振込手数料をいただきます。この場合、組戻手数料は返却しません。 (4) ～ (省略) (6) 12. (災害等による免責) ～ (省略) 15. (規定の変更等) 以上 (<u>2020</u> 年 4 月 1 日現在)

付則

この規定は、令和7年8月4日に改正し、令和7年10月1日から実施する。

改正理由

振込依頼内容の変更（訂正）時に、顧客から手数料を収受する条項を設けること等に伴い、所要の改正を行う。